



# 中国：個人所得税法改正に伴う 駐在員の個人所得税

中国ニュースレター / 2019年4月

## 1. 個人所得税法改正に伴う駐在員の個人所得税 について

2019年3月国家税務総局及び財政部より「中国国内に住所を持たない個人の居住判定個人所得税の居住者判定基準に関する公告（原文：关于在中国境内无住所的个人居住时间判定标准的公告）」が発表されました。

原文はこちらをご覧ください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4148981/content.html>

また非居住者判断基準に関する税務局国際税務課の記者問答につき、中国駐在員の滞在期間及び国外所得に対する課税判断に係る内容の抄訳は、次の通りになります。

**なお、本抄訳は概要の参考に供するものであり、個別の事例に対する判断をお約束するものではありません。**

1. 中国の滞在日数が年間183日以上の場合、中国国内所得における個人所得税を納付しなければならない。
2. 中国に年間183日以上滞在している居住者の国外所得への課税は、連続して6年（5年滞在し6年目に一度も連続30日を超える出国がない）の場合、国外所得が課税対象となる。
3. 任意の年に連続30日を超える出国がある場合、滞在期間の計算はリセットされる。
4. 滞在が24時間以内の場合は滞在日数から除外される（即ち入出国日は含まれない）
5. 滞在期間の計算は、過去まで遡及せず2019年1月1日から一律計算され、2024年まではすべての居住者について国外所得は課税の対象にはならない。（2025年に30日を超える出国がない場合、国内と国外所得について個人所得税を納付しなければならない）

## 2. 2019年4月1日からの増値税税率変更について

財政部、税務総局、税関の第39号公告「増値税改革に関する政策の公告（原文：关于深化増値税改革有关政策的公告）」に伴い、2019年4月1日より増値税適用税率の変更が行われました。

原文はこちらをご覧ください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810219/n810744/n3428471/n3428491/c4162482/content.html>

2018年に続く減税策になり、中国経済の安定と格差の是正を目指し、今年3月の全人大で決定され、2019年4月1日より施行となりました。

これによって、適用税率が16%のものは13%（例：製造業等）に、10%のものは9%（例：交通運輸業等）に変更されます。現行6%のもの（例：サービス業等）の変更はありませんが、控除による実質減税措置が適用されますので、ご注意ください。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。なお、本稿は概要の参考に供するものであり、個別の事例に対する判断をお約束するものではありません。



## コンタクト

UHY東京監査法人

出口美紀 - 研究員

Email: [miki.deguchi@uhy-tokyo.or.jp](mailto:miki.deguchi@uhy-tokyo.or.jp)

〒107-0052 東京都港区赤坂7-3-37 プラース・カナダ3F

Tel: +81 3 5410 1391 / Fax: +81 3 5410 2474

Website : [www.uhy-tokyo.or.jp](http://www.uhy-tokyo.or.jp)